

# 子育て世帯生活支援 特別給付金のお知らせ



新型コロナウイルス感染拡大の長期化や昨今の物価高騰への対応として、[1]ひとり親世帯や、[2]その他の低所得の子育て世帯(住民税の非課税世帯など)を支援するための「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します。

申請が必要な場合があるので、注意してください。また、両方を受給することはできません。

## 給付額

次の[1]または[2]に該当する場合  
児童1人あたり5万円

## 対象児童

- ・令和4年3月31日時点で18歳未満の子
- ・一定以上の障害児については20歳未満の子
- ※[2]は、令和4年4月～令和5年2月末に生まれる新生児も対象。

### [1]ひとり親世帯給付金 ※児童扶養手当の受給者など。

①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けた方  
(3月・4月分は、通常の場合5月11日の振込分です)



6月28日に振り込みました(申請不要)

②公的年金などを受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(児童扶養手当に係る所得制限を下回る場合)



**申請が必要です。**  
問い合わせてください。

③家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準に減少した方など



窓口受付は7月11日(月)からです。

### [2] その他の低所得の子育て世帯給付金 ※住民税の非課税世帯など。

①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方のうち、令和4年度分の住民税(均等割)が非課税である方<sup>(※1)</sup>



7月21日に振り込み予定(申請不要)  
(※1)ただし公務員は申請が必要です。  
問い合わせてください。

② ①以外の方のうち、対象児童の養育者で、次の(ア)または(イ)に該当する場合

(ア)令和4年度分の住民税(均等割)が非課税の方<sup>(※2)</sup>

**例** 対象児童が高校生のみの場合など



**申請が必要です。**  
問い合わせてください。

(イ)家計が急変し、収入が令和4年度分の住民税(均等割)が非課税である方と同じ水準に減少した方など



窓口受付は7月11日(月)からです。

詳細な要件や申請方法などについては、市ホームページをご覧ください。



[1]ひとり親世帯



[2]その他世帯

岡こども福祉課 ☎443-2055  
岡各行政サービスセンター地域福祉課  
大沢野☎467-5830 大山☎483-1214  
八尾☎455-2461 婦中☎465-2114

# 後期高齢者医療保険の お知らせ

富山県保険年金課 ☎443-2063  
各行政サービスセンター地域福祉課  
大沢野☎467-5811 大山☎483-1214  
八尾☎455-2461 婦中☎465-2114

## 1 後期高齢者医療の窓口負担割合の見直し

10月1日から、一定以上の所得がある方は、医療費の窓口負担割合が  
2割になります。※現役並み所得者(窓口負担割合が3割の方)を除きます。



### 2割負担となる方 次の①、②の両方に該当する方

- ①世帯内の被保険者のうち、住民税課税所得が28万円以上の方がいる。
- ②世帯につき被保険者が1人の場合…「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上。  
2人以上の場合…「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が320万円以上。

### 2割負担の新設に伴う配慮措置

令和4年10月1日の施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、2割負担となる方の1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。配慮措置の適用で払い戻しとなる方には、高額療養費として、登録済みの口座に振り込みます。高額療養費の口座が未登録の方には、富山県後期高齢者医療広域連合より9月頃に申請書を送付する予定です。

## 2 被保険者証の発送

富山県後期高齢者医療広域連合  
☎465-7502

令和4年度は、被保険者全員に2回送付します。

1回目 7月中旬(有効期限:8月1日(月)~9月30日(金) 窓口負担割合:3割または1割)

2回目 9月中旬(有効期限:10月1日(土)~令和5年7月31日(月) 窓口負担割合:3割・2割・1割)

## 3 保険料額のお知らせ

7月下旬に、「令和4年度後期高齢者医療保険料決定通知書」を送付します(6月以降に対象となった方は、8月以降)。

### 保険料の決まり方

保険料は「均等割額」と「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

令和4年度の保険料率は前年度と同じです。令和4年度の賦課限度額は、66万円です(前年度の64万円から改正されました)。

### 年間保険料(限度額66万円)

一人一人が  
平等に負担する  
均等割額 46,800円

+

所得に応じて負担する  
所得割額  
所得<sup>(※1)</sup>×8.82%  
(保険料率)

(※1)前年中の年間所得から基礎控除額(43万円)を差し引いたものです。

### 各種認定証の申請をしてください

非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」  
現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用認定証」

ひと月の医療費が高額になる場合は、認定証の交付を受けることで、医療機関での医療費などの支払いが自己負担限度額までになります。事前に申請が必要ですので、相談してください。

※すでに各認定証をお持ちで引き続き対象となる場合、更新手続きは不要です。新しい認定証(8月1日以降使用可)を送付します。

新型コロナウイルス感染症により、事業収入などの減少が見込まれる世帯や、減収となり保険料の納付などが困難な世帯、主たる生計維持者が重篤な傷病などを負った世帯については、保険料の納付猶予や減免制度がありますので、相談してください。